

指定障害児通所支援事業所 各位

松戸市福祉長寿部障害福祉課長

緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス提供（通所系サービス・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービスに限る）の臨時的な取り扱いについて

平素より本市の障害福祉行政にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に関しましては、先般、国の緊急事態宣言が発令され、千葉県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容が公表されたところです。当該内容については、現時点では施設の使用制限を要請するものではなかった一方で、令和2年4月7日付事務連絡（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）において「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」が示され、多くの事業所より休業や規模縮小について、問い合わせが多かったことを受け、本市における取扱いをご連絡いたします。

基本的には感染の予防を留意した上で開所いただきたいと考えておりますが、感染拡大の防止の観点から、事業を縮小または休業される場合においては、下記のような臨時的な取扱いといたしますので、遺漏のないよう宜しくお願い致します。

また、実際のサービス提供時の注意点に関しては、厚生労働省より示されております、令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」をご確認ください。

なお、この事務連絡は、本市からの利用者がいない事業所も含めて一斉送付しております。ご了承ください。

## 記

### 1. 令和2年4月7日付事務連絡における「(4) ①障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について

#### (1) 市への手続き方法

各事業所において、自主的に休業を行った場合、もしくは縮小した場合において、在宅の利用者に対し、電話連絡や訪問等、できるかぎりの支援を行った場合は、通所があった時と同様の基本報酬・加算を算定できることとします。

※以下の手続きは、松戸市の利用者についての取り扱いとなります。他市町村の利用者に係る取り扱いにつきましては、各市町村へお問い合わせください。

- ① 実施する前に、利用者から同意を得た上、松戸市に別添資料「在宅での健康管理・居宅への訪問等を行う利用者」を障害福祉課に提出する。
- ② 上記代替サービスを提供した場合、通常サービス提供と同様にサービス提供実績記録票、実績記録票を記入する。利用者確認印は、請求前までに郵送等でもらうことを原則とする。

③ 松戸市への記録票の提出は不要。事業所にて5年間保存。

(2) 臨時的取扱いの対象について

① 対象サービス

この臨時的な取扱いは、下記のサービスを対象とする。

生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、  
就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、  
放課後等デイサービス

※本事務連絡は、これ以外のサービスの事業所にも一斉送付しております。ご了承ください

② 対象時期

令和2年4月以降のサービス提供分を対象とする

(3) 支援内容

令和2年3月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」における「利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」についての支援内容は以下が想定されます。

【支援内容の具体例】

- ・利用者の健康管理の実施（体温確認、咳や発熱等感染症の疑いの有無）。
- ・利用者の生活全般や在宅時の問題点、保護者の負担軽減等に関する相談支援。
- ・通所が再開になった折に、スムーズに再開できるようなサポート。
- ・支援の介入が必要になった場合などにおける、相談支援事業所等の関係機関との連絡調整・対応策の検討。

(4) 留意事項

① 在宅時の相談援助によって報酬が算定されることについて、必ずあらかじめ利用者等に対する丁寧な説明を行い、承諾を得てください。

※利用者負担が発生し、トラブルになっているケースがあります

② 単なる欠席連絡や次回利用の調整（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされません。

③本市が実施している「障害者施設等通所交通費」については、通所していない日数は対象としないので、留意すること。

2. 放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所におけるサービス提供について

市内の放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所に対しては、それぞれ令和2年3月5日付松戸市事務連絡と令和2年3月18日付松戸市事務連絡をお送りしており、感染防止を理由とした児童欠席時における在宅児童への支援に係る特例的な報酬算定について、その手続き・要件等を先行してお示ししておりました。

このたび本事務連絡をお出ししたことに伴い、令和2年3月サービス提供分と4月以降のサービス提供分につきましては、それぞれ下記のとおり取扱いが異なってきますので、ご注意ください。

① 令和2年3月サービス提供分の請求について

⇒本事務連絡が出されたあとも、引き続き上述の令和2年3月5日付松戸市事務連絡と令和2年3月18日付松戸市事務連絡に従って取り扱う。

⇒指定様式で記録を作成し、請求前の市への記録提出が必要である。

② 4月以降のサービス提供分の請求について

⇒本事務連絡に記載の手続き・要件等が適用され、他の通所系サービスや短期入所サービスと同じ一律の取扱いを受ける。

⇒別添資料「在宅での健康管理・居宅への訪問等を行う利用者」を市へ提出して支援を実施。通常サービスと同じく提供記録と実績記録表を作成し、市への記録提出は不要となる。

### 3. 事業所の事業継続支援策について

厚生労働省事務連絡にて、「独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用」「雇用調整助成金の活用」が示されておりますので、ご参照ください。

《お問い合わせ》

松戸市役所障害福祉課

○電話番号：047-366-7348

○FAX 番号：047-366-7613

○Email：mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp